

## 令和6年度第1回福島県権利擁護推進会議 次第

日 時：令和6年11月21日（木）14：00～16：00  
場 所：ふくしま中町会館 5階東会議室

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 議 題

- (1) 成年後見制度利用促進に関する福島県の現状 資料1-1～資料1-2
- (2) 成年後見制度利用促進に関する担い手育成に向けた方針の策定 資料2～資料3-2
- (3) 意見交換

5 閉 会

### 【配付資料】

資料1-1	成年後見制度利用促進に関する福島県の現状（1P）
資料1-2	市町村別成年後見制度の利用者数（13P）
資料2	成年後見制度の担い手育成に係る現状と今後の方向性（15P）
資料3-1	成年後見制度の担い手育成方針の策定に向けて（23P）
資料3-2	【参考】成年後見制度に関する担い手の育成方針（27P）

## 令和6年度第1回福島県権利擁護推進会議 出席者名簿

No.	分野	推薦団体	役職等	委員名	出欠	参加方法	備考	
1	学識経験者	一般社団法人 福島県社会福祉士会	会長	まつもと きいち 松本 喜一	○	参集		
2	法曹	福島県弁護士会	高齢者・障害者権利擁護 支援センター運営委員会 委員長	まさ ひろやす 槇 裕康	○	参集		
3	権利擁護	福島県司法書士会 (公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポートふくしま支部)	支部長	ましこ なおき 益子 直樹	○	参集		
4	権利擁護	一般社団法人 福島県社会福祉士会	市町村体制整備アドバイザー	たにがわ ひとみ 谷川 ひとみ	○	参集		
5	権利擁護	福島県行政書士会(公益社団 法人コスモス成年後見サポー トセンター福島県支部)	副支部長	かわしま かずのり 川島 一紀	○	参集		
6	保健医療	一般社団法人福島県医師会	常任理事	はら ひさお 原 寿夫	○	参集		
7	保健医療	公益社団法人福島県看護協会	郡山支部長	あべ はつえ 阿部 初江	○	参集		
8	高齢福祉	一般社団法人 福島県老人福祉施設協議会	副会長	きらい あつし 櫻井 厚志	○	参集		
9	高齢福祉	一般社団法人 福島県介護支援専門員協会	会長	いらしじ のりこ 逸持治 典子	○	参集		
10	高齢福祉	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	地域福祉部長兼 地域福祉課長	わたなべ せいいち 渡辺 誠一	○	参集		
11	高齢福祉	社会福祉法人福島県社会福祉 協議会地域包括・在宅介護支 援センター協議会	役員	かんの みきこ 菅野 美樹子	○	参集		
12	高齢福祉	公益社団法人 認知症の人と家族の会	福島県支部世話人	はせがわ きょうこ 長谷川 京子	○	参集		
13	障がい福祉	一般社団法人 福島県手をつなぐ親の会連合会	会長	ななみや ひろし 七宮 弘	○	参集		
14	障がい福祉	障がい者基幹相談支援センター	社会福祉法人福島県福祉事業協会 田村地方基幹相談支援センター 相談支援専門員	まつもと としき 松本 敏希	○	参集		
15	行政	市町村(市)	須賀川市長寿福祉課長	ふるかわ かずお 古川 一夫	欠			
16	行政	市町村(町村)	三春町保健福祉課長	かげやま きよお 影山 清夫	○	参集		
17	行政	福島県警察本部	生活安全部少年女性安全 対策課長	たかはし まさき 高橋 正樹	○	参集	代理：人身安全対策第 三係主任 山田 有希	
18	行政	福島県生活環境部消費生活課	課長	くぶん あきこ 國分 亮子	○	参集		
19	オブザーバー	福島家庭裁判所	次席書記官	いそがみ むつこ 磯上 睦子	○	参集		
					出 席	18	参 集	18
					欠 席	1	オンライン	0
					総 数	19		

(事務局)

1	福島県保健福祉部 高齢福祉課	課 長	舟 山 真 吾
2		主 幹 兼 副 課 長	長 沼 武 志
3		主 任 主 査	小 幡 圭
4		主 事	郡 司 翼 早
5	福島県保健福祉部 社会福祉課	主 事	横 道 奈 津 子
6	福島県保健福祉部 障がい福祉課	主 任 主 査	小 林 佳 江
7		副 主 査	川 口 光 士 郎

# 成年後見制度利用促進に関する 福島県の現状

令和6年11月21日  
福島県高齢福祉課

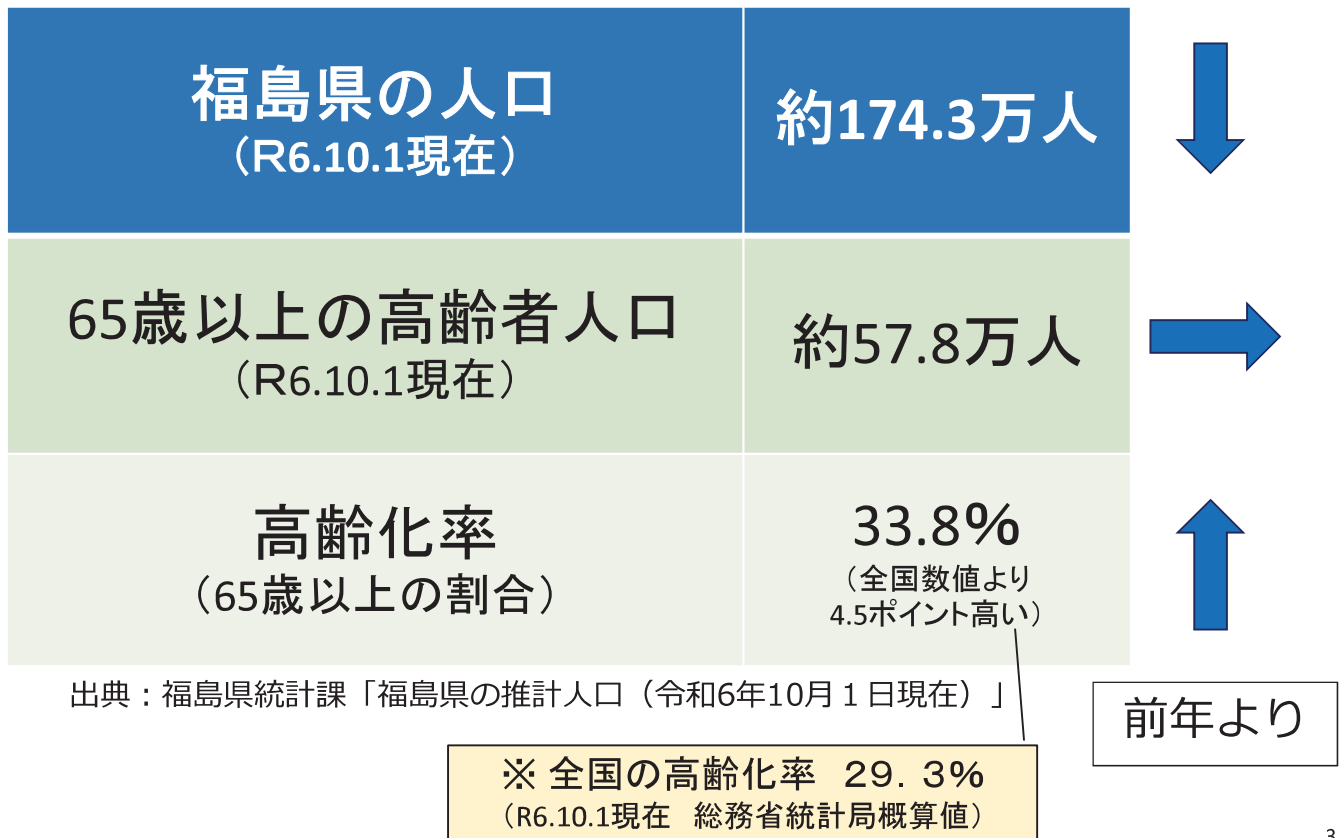
1

## Ⅰ 県内の状況 (成年後見制度利用状況)

2

# 1 県内の状況(成年後見制度利用状況)

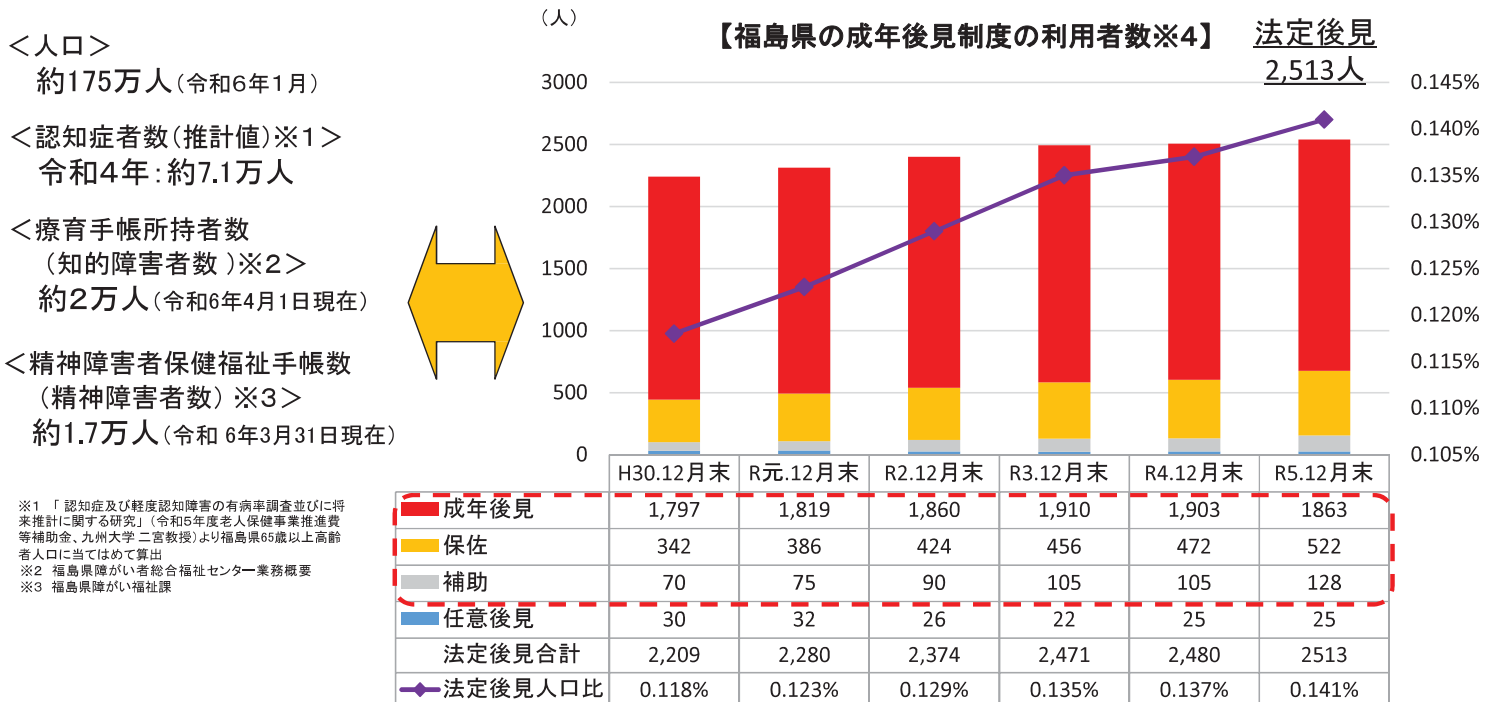
## 福島県の人口基本データ



3

# 1 県内の状況(成年後見制度利用状況)

- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- 一方で、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない。



※1 「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金、九州大学 二宮教授)より福島県65歳以上高齢者人口に当てはめて算出

※2 福島県障がい者総合福祉センター業務概要

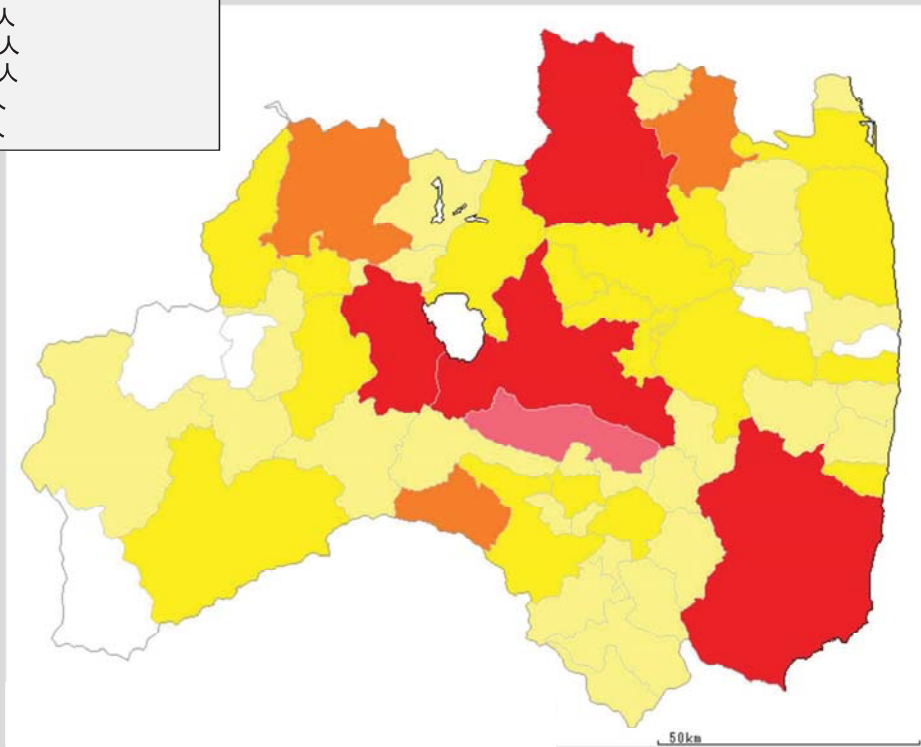
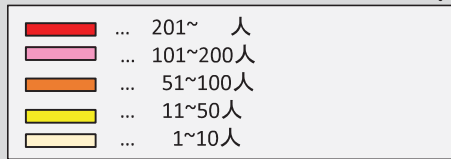
※3 福島県障がい福祉課

※4 福島家庭裁判所「市町村別成年後見制度の利用者数」より福島県高齢福祉課で作成

4

# 1 県内の状況(成年後見制度利用状況)

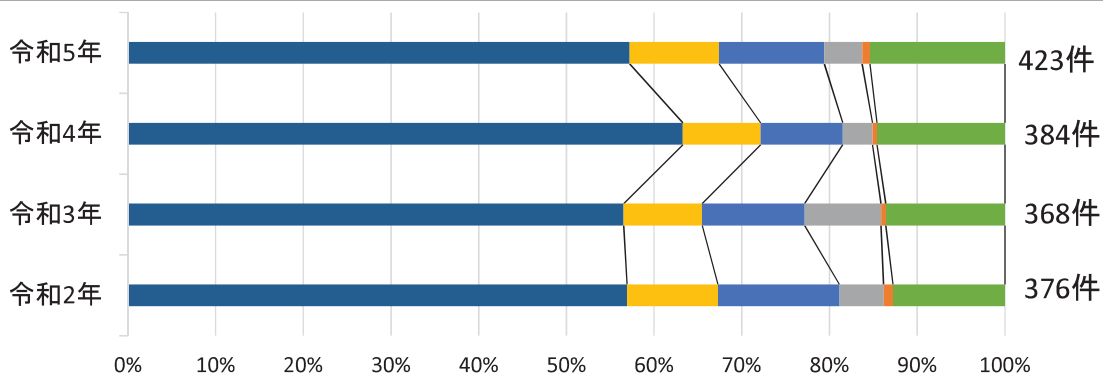
## 成年後見制度利用者数



# 1 県内の状況(成年後見制度利用状況)

## 福島県の成年後見制度の申立開始原因別割合

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約6割を占め、次いで知的障害、統合失調症の順でそれぞれ約1割となっている。開始原因割合はほとんど変わっていない。
- 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症、てんかんによる障害等が含まれる。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
■ 認知症	56.9%	56.5%	63.3%	57.2%
■ 統合失調症	10.4%	9.0%	8.9%	10.2%
■ 知的障害	13.8%	11.7%	9.4%	12%
■ 高次脳機能障害	5.1%	8.7%	3.4%	4.3%
■ 遷延性意識障害	1.1%	0.5%	0.5%	0.9%
■ その他	12.8%	13.6%	14.6%	15.4%
合計	376	368	384	423

(出典)福島家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」より福島県高齢福祉課で作成  
各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

# 1 県内の状況(成年後見制度利用状況)

## 本人と成年後見人との関係性

- 親族割合は毎年20%弱で推移しており、親族以外の専門職等が成年後見人として活動している。
- 親族以外においては、直近の令和5年において「弁護士」、「司法書士」、「社会福祉士」が担う割合が増加している。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
親族	88(22.1%)	78(20.4%)	86(21.5%)	99(21.8%)
弁護士	99	84	106	115
司法書士	82	90	89	115
社会福祉士	56	41	44	59
社会福祉協議会	1	5	8	9
税理士	0	0	0	0
行政書士	53	59	50	36
精神保健福祉士	1	0	1	0
社会保険労務士	0	4	7	4
市民後見人	0	2	1	5
その他法人	10	17	6	10
その他個人	7	1	1	1
合計	397	381	399	453

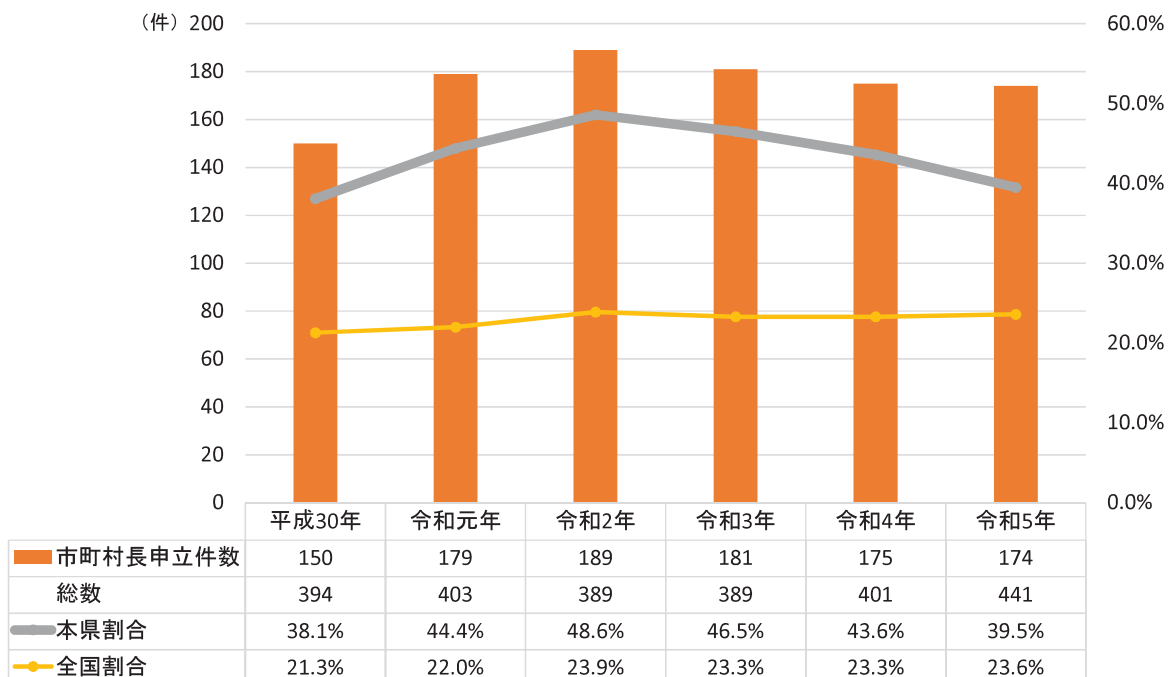
(出典)福島家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」より福島県高齢福祉課で作成  
各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までの件数である。

7

# 1 県内の状況(成年後見制度利用状況)

## 福島県の市町村長申立件数の推移

- 市町村長が申し立てた件数は増加傾向にあり、総数に占める割合は約4割となっている。
- 福島県においては、総数に占める割合がトップクラスである。(H30～R3:全国1位、R4～R5:全国2位)



(出典)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より福島県高齢福祉課で作成。  
※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

8

# 2 県内の状況 (市町村の体制整備状況)

## 2 県内の状況(市町村体制整備状況)

### 第二期計画の工程表とKPI①

紙厚

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項※3 の1つに示されている	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続		
		—	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県  ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県  ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				
		全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施		市町村による実施		
<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ			
<b>都道府県の機能強化</b> ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。  
 ※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

## 2 県内の状況(市町村体制整備状況)

厚

### 第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
制度等 の見直しに 向けた検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制度の 運用改善等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成				
	・基本的考え方の整理と普及	—	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進の検討と対応				
・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	適切な報酬の算定に向けた検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討			
・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	不正防止の徹底と利用しやすさの調和					
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討。必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
・保険の普及等事後救済策の検討	—						
地域連携 ネットワーク づくり	地域連携ネットワークづくり	全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		
	・制度や相談窓口の周知	全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営		
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた連携効果的な取組方策の検討		

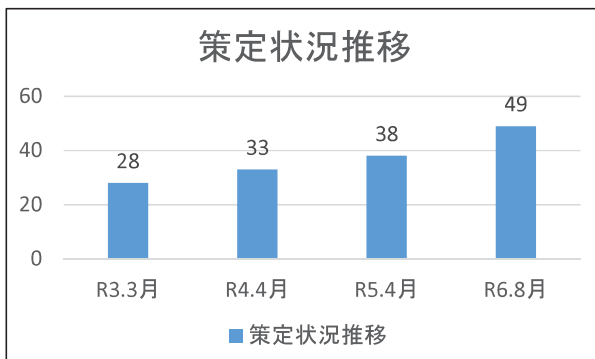
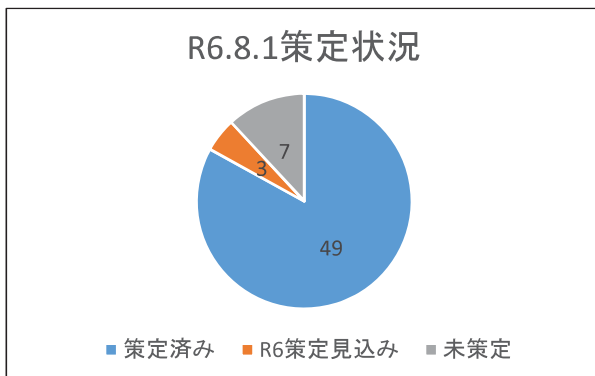
※1 KPIは、工程表の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

11

## 2 県内の状況(市町村体制整備状況)

### 【市町村計画の策定状況】

R6.8.1時点 ※下線はR5.5月以降策定



地域	市町村計画策定済の市町村
県北	福島市、川俣町、二本松市、伊達市、国見町、本宮市
県中	郡山市、須賀川市、田村市、石川町、平田村、浅川町、三春町、小野町、古殿町、天栄村、玉川村
県南	白河市、西郷村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、矢吹町
会津・南会津	会津若松市、北塩原村、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、会津美里町、三島町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
相双	広野町、檜葉町、大熊町、川内村、浪江町、双葉町、南相馬市
いわき	いわき市

※R6年度中に整備見込み(3市町村)

整備見込み市町村

桑折町、泉崎村、相馬市

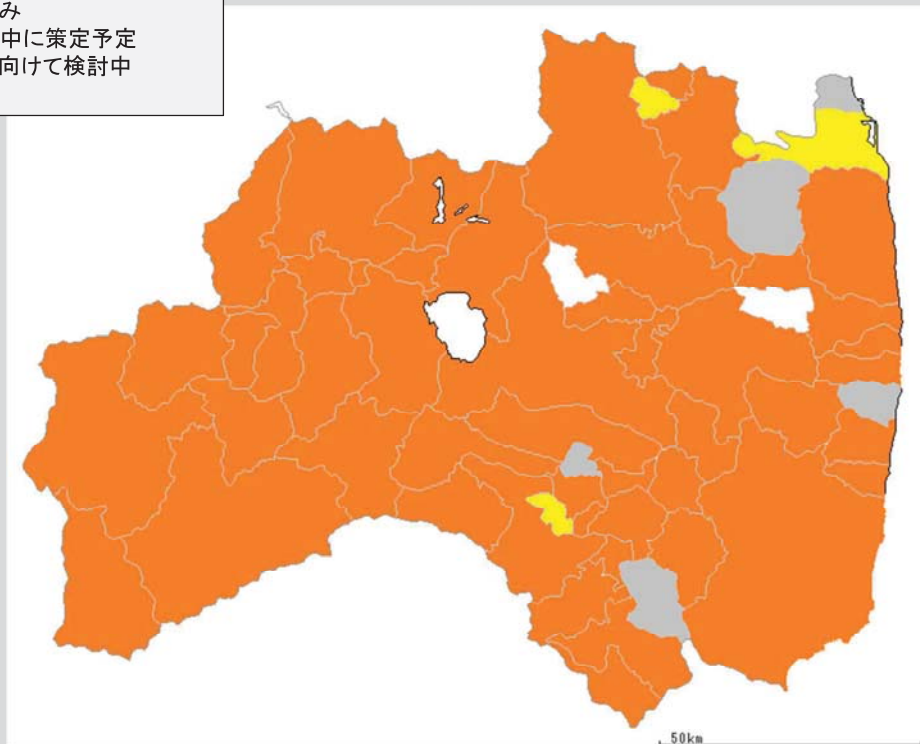
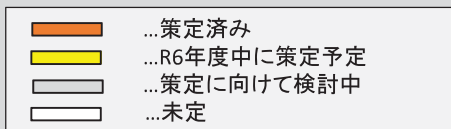
※「厚労省成年後見制度取組状況調査」(R6年度実施)より

12



## 2 県内の状況(市町村体制整備状況)

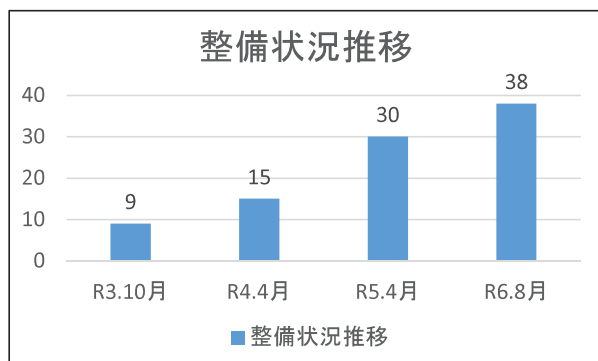
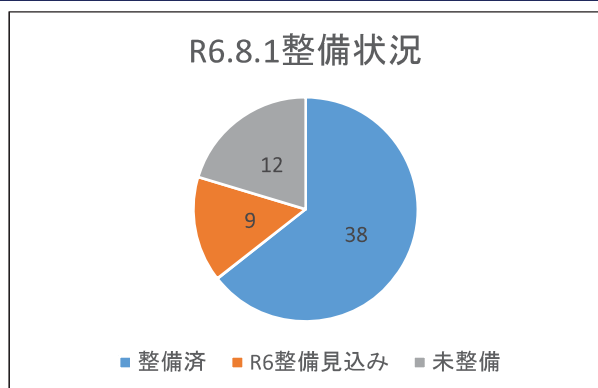
### 市町村計画策定状況



13

## 2 県内の状況(市町村体制整備状況)

### 【中核機関の整備状況】 R6.8.1時点 ※下線はR5.5月以降開始



※「厚労省成年後見制度取組状況調査」(R6年度実施)より

地域	中核機関整備済の市町村
県北	福島市、川俣町
県中	郡山市、須賀川市、田村市、三春町、小野町、古殿町
県南	西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、塙町、鮫川村、白河市、矢祭町
会津・南会津	喜多方市、西会津町、南会津町、只見町、会津若松市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
相双	檜葉町、広野町、川内村、浪江町、大熊町、富岡町
いわき	いわき市

広域

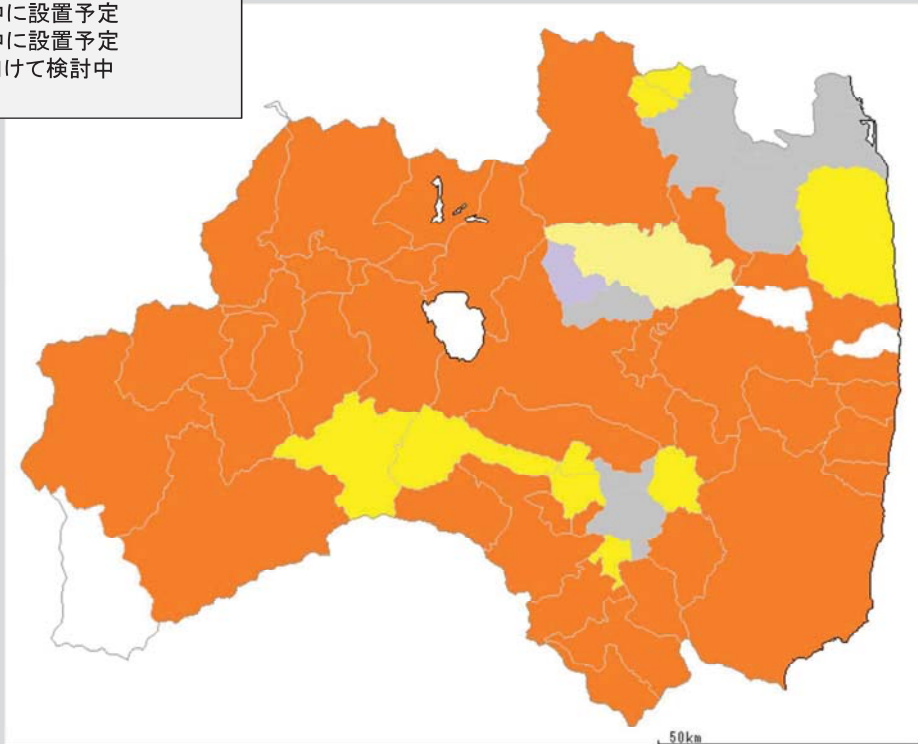
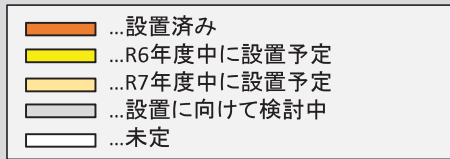
#### ※R6年度中に整備見込み(9町村)

整備見込み市町村
下郷町、鏡石町、桑折町、国見町、浅川町、天栄村、南相馬市、平田村、矢吹町

14

## 2 県内の状況(市町村体制整備状況)

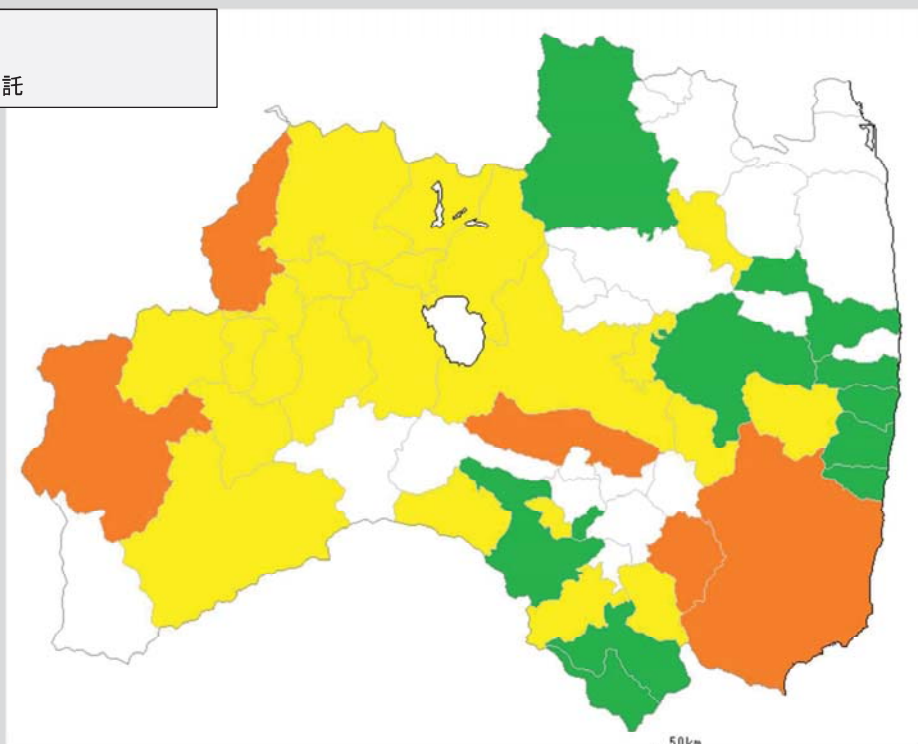
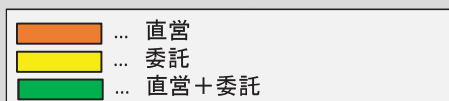
### 中核機関設置市町村



15

## 2 県内の状況(市町村体制整備状況)

### 中核機関運営方法



16

# 3 第二期成年後見制度 利用促進基本計画に定められる KPI(県取組)の進捗状況

## 3 KPI(県取組)の進捗状況

### 第二期計画の工程表とKPI①

厚

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項※3 の一つに示されている	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場  —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討			都道府県による担い手(市民後見人・法人後見)の育成方針の策定	
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県における担い手(市民後見人・法人後見)の養成研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善	
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討			市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施	
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	市町村による計画策定・必要な見直し			市町村による実施 策定状況等のフォローアップ	
			都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。  
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

# 3 KPI(県取組)の進捗状況

## 第二期計画の工程表とKPI②

厚

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
討 等 向 け た 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透 ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 ・ 各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	・ 全47都道府県 —	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
	・ 基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・ 柔軟な後見人等の交代の推進(苦情対応を含む)	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代推進策の検討と対応				
	・ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・ 後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・ 保険の普及等事後救済策の検討	— —	後見制度支援信託・支援預貯金の普及 関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク つ く り	地域連携ネットワークづくり ・ 制度や相談窓口の周知 ・ 中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・ 全1,741市町村 ・ 全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		
	・ 後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・ 権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームの支援体制の構築				
	・ 包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層多層的な効果的な取組方策の検討		
				中核機関のコーディネート機能の強化			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

19

# 3 KPI(県取組)の進捗状況

	県が優先して取り組む事項	実施状況
①	市町村長申立に関する研修の実施	済 市町村長申立て研修の実施(社会福祉士会委託)
②	意思決定支援研修の実施	済 意思決定支援研修の実施(社会福祉士会委託)
③	県単位での協議会の設置	済 協議会開催 (福島県権利擁護推進会議を協議会と位置づけ) * 年2回開催(必要に応じて専門部会開催)
④	担い手の育成方針の策定	未
⑤	担い手の養成研修の実施	未

20

## 4 県としての市町村支援

21

### 4 県としての市町村支援

#### 福島県社会福祉士会への委託事業

##### ◆ 研修会等の開催

行政職員研修、市町村長申立研修、後見人等への意思決定支援研修、中核機関情報交換会

##### ◆ 専門職派遣事業の実施

##### ◆ 広域連携へ向けた市町村支援（保健福祉事務所）

##### ◆ 市町村支援方針や担い手育成方針の策定に向けた県協議会の設置

22

## 4 県としての市町村支援

### 専門職派遣事業について

市町村に対して、体制整備の進め方等を総合的に相談・助言するために、アドバイザーを派遣。

#### 【派遣状況】

	支援 市町村数	延べ 派遣回数
R4	34市町村	53回
R5	40市町村	95回
R6 (R6.9.30現在)	25市町村	46回

#### 【市町村からの依頼内容】

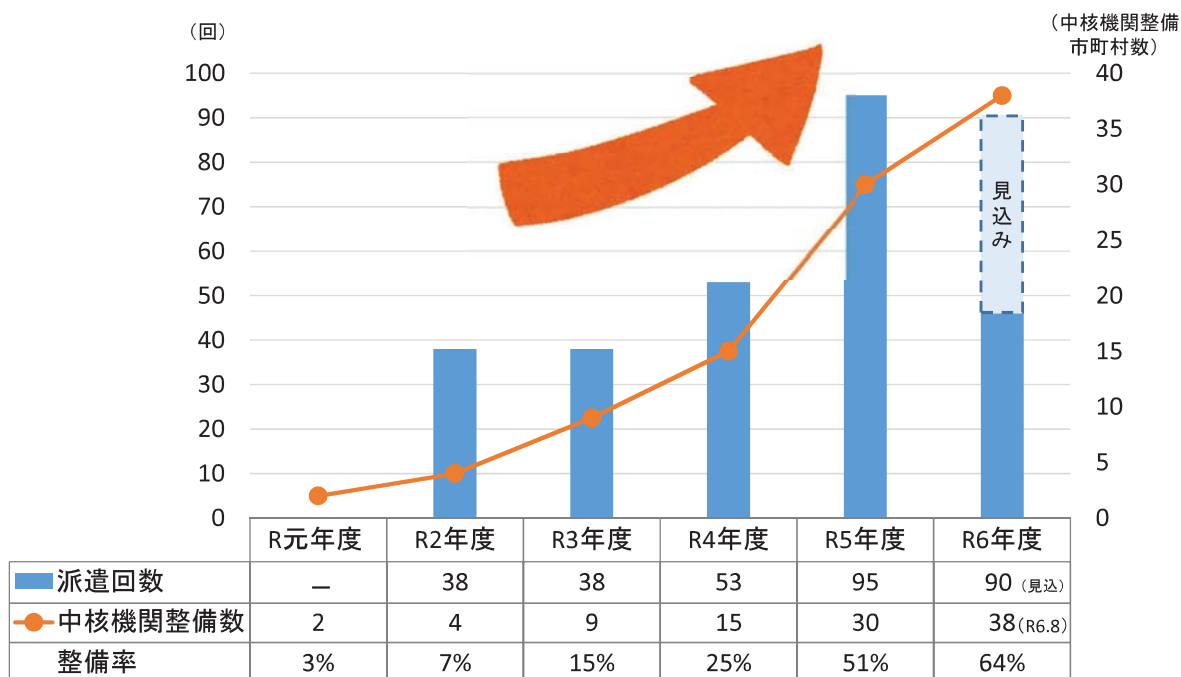
- ・勉強会や研修会への講師派遣
- ・個別ケース会議での助言
- ・中核機関の役割を改めて整理したい
- ・ニーズ調査の実施方法を知りたい
- ・委託先との協議の場における助言
- ・協議会への専門職派遣
- ・広域での体制整備への助言  
(保健福祉事務所) 等

23

## 4 県としての市町村支援

### 【参考】専門職派遣回数と中核機関整備数について

- 事業を開始した令和2年度以降、市町村からの依頼による専門職派遣回数が増加しており、R6年度中の中核機関整備に向け、今後も依頼の増加が見込まれる。
- 中核機関整備市町村数も着実に増加してきている。



24

## 市町村別成年後見制度の利用者数（令和5年12月31日現在）

（単位：人）

	人口 (A) R5. 1. 1	法定後見 (B)				任意後見	家裁管轄	法定後見利用 者割合(B/A)	市町村長申立
		後見	保佐	補助					
福島県	1,784,936	2,513	1,863	522	128	25	福島家裁	0.141%	655
県北管内	455,408	531	394	110	27	7		0.117%	87
福島市	277,512	357	271	71	15	7	本庁	0.129%	61
二本松市	51,923	43	29	9	5		本庁	0.083%	3
伊達市	56,334	61	39	17	5	0	本庁	0.108%	16
本宮市	30,043	23	21	2			郡山支部	0.077%	2
桑折町	11,090	7	3	4			本庁	0.063%	2
国見町	8,194	9	7		2		本庁	0.110%	
川俣町	11,422	19	14	5			本庁	0.166%	2
大玉村	8,890	12	10	2			郡山支部	0.135%	1
県中管内	509,427	639	463	139	37	6		0.125%	209
郡山市	323,545	400	263	111	26	6	郡山支部	0.124%	171
須賀川市	73,683	159	138	16	5		郡山支部	0.216%	32
田村市	33,591	30	28	1	1		郡山支部	0.089%	1
鏡石町	12,174	7	4	3			郡山支部	0.057%	1
天栄村	4,965	2	1	1			郡山支部	0.040%	
石川町	13,945	12	9	2	1		棚倉出張所	0.086%	1
玉川村	6,116	1		1			棚倉出張所	0.016%	
平田村	5,511	1	1				棚倉出張所	0.018%	
浅川町	5,755	5	4	1			棚倉出張所	0.087%	
古殿町	4,545	1	1				棚倉出張所	0.022%	
三春町	16,640	17	10	3	4		郡山支部	0.102%	2
小野町	8,957	4	4				郡山支部	0.045%	1
県南管内	135,513	190	157	28	5	0		0.140%	20
白河市	58,004	56	41	14	1		白河支部	0.097%	17
西郷村	20,891	76	69	4	3		白河支部	0.364%	
泉崎村	6,043	9	7	2			白河支部	0.149%	2
中島村	4,744	2	1		1		白河支部	0.042%	
矢吹町	17,019	33	26	7			白河支部	0.194%	1
棚倉町	12,832	2	2				棚倉出張所	0.016%	
矢祭町	5,116	2	2				棚倉出張所	0.039%	
塙町	8,024	7	6	1			棚倉出張所	0.087%	
鮫川村	2,840	3	3				棚倉出張所	0.106%	
会津管内	223,892	516	357	131	28	6		0.230%	190
会津若松市	114,335	302	197	86	19	6	会津若松支部	0.264%	122
喜多方市	43,104	91	72	17	2		会津若松支部	0.211%	36
北塩原村	2,360	1			1		会津若松支部	0.042%	1
西会津町	5,420	17	10	6	1		会津若松支部	0.314%	10
磐梯町	3,202	9	5	2	2		会津若松支部	0.281%	1
猪苗代町	12,948	34	25	7	2		会津若松支部	0.263%	4
会津坂下町	14,357	23	19	4			会津若松支部	0.160%	7
湯川村	2,967	1		1			会津若松支部	0.034%	
柳津町	2,895	1	1				会津若松支部	0.035%	
三島町	1,329	0					会津若松支部	0.000%	
金山町	1,721	0					会津若松支部	0.000%	
昭和村	1,167	1		1			会津若松支部	0.086%	
会津美里町	18,087	36	28	7	1		会津若松支部	0.199%	9
南会津管内	22,830	26	22	4	0	0		0.114%	2
下郷町	4,908	4	4				田島出張所	0.081%	1
檜枝岐村	504	0					田島出張所	0.000%	
只見町	3,810	4	3	1			田島出張所	0.105%	
南会津町	13,608	18	15	3			田島出張所	0.132%	1
相双管内	112,130	119	99	19	1	2		0.106%	13
相馬市	33,811	27	22	5		1	相馬支部	0.080%	1
南相馬市	57,206	49	42	7		1	相馬支部	0.086%	8
広野町	5,329	23	21	2			いわき支部	0.432%	
檜葉町	3,577	3	2	1			いわき支部	0.084%	
富岡町	1,386	6	4	1	1		いわき支部	0.433%	2
川内村	1,882	4	4				いわき支部	0.213%	
大熊町	-	2	2				いわき支部	-	1
双葉町	-	0					いわき支部	-	
浪江町	-	1		1			いわき支部	#VALUE!	
葛尾村	346	0					いわき支部	0.000%	
新地町	7,746	3	2	1			相馬支部	0.039%	
飯館村	847	1		1			本庁	0.118%	1
いわき管内	324,770	492	371	91	30	4		0.151%	134
いわき市	324,770	492	371	91	30	4	いわき支部	0.151%	134

1) 令和5年1月1日現在の人口は、令和2年国勢調査確定値に基づく福島県の推計（福島県現住人口調査月報）による。

2) 福島家庭裁判所がその管内において令和5年12月31日現在後見等を開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について調査した本庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

3) 成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む。）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

4) 福島家裁が後見等を開始しても本人の住所地が福島家裁の管轄外である場合及び本人住所が福島県内であっても福島家裁以外の庁が後見等を開始した場合には、本表には計上されない。

5) 市町村長申立は、当該市町村の首長が申立てた件数（法定後見利用者(B)の内数となるが、本人の転出等による一部例外あり。）を計上している。





# 成年後見制度の担い手育成に係る現状と今後の方向性

令和6年11月21日  
福島県高齢福祉課

1

## Ⅰ 成年後見制度担い手の概要

2

# 1 成年後見制度担い手の概要



# 1 成年後見制度担い手の概要

## 『担い手』とは…

### 市民後見人

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等。

同じ地域に暮らす住人として、本人と同じ目線で考え、相談し合える、寄り添い型の支援を体現する活動。(=地域共生社会の実現)

### 法人後見実施団体

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見等になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う。

法人の職員が後見事務を担当して行うため、職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を長期間にわたり継続して行うことができる(成年被後見人等がまだ若い場合等)。

# 1 成年後見制度担い手の概要

## 本人と成年後見人との関係性

- 親族割合は毎年20%弱で推移しており、親族以外の専門職等が成年後見人として活動している。
- 親族以外においては、直近の令和5年において「弁護士」、「司法書士」、「社会福祉士」が担う割合が増加している。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
親族	88(22.1%)	78(20.4%)	86(21.5%)	99(21.8%)
弁護士	99	84	106	115
司法書士	82	90	89	115
社会福祉士	56	41	44	59
社会福祉協議会	1	5	8	9
税理士	0	0	0	0
行政書士	53	59	50	36
精神保健福祉士	1	0	1	0
社会保険労務士	0	4	7	4
市民後見人	0	2	1	5
その他法人	10	17	6	10
その他個人	7	1	1	1
合計	397	381	399	453

(出典)福島家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」より福島県高齢福祉課で作成  
各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までの件数である。

5

# 1 成年後見制度担い手の概要

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画

(P50)

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

(2) 担い手の確保・育成等の推進

① 基本方針

ア 多様な担い手の確保・育成の推進

- 中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増している。

併せて、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任・交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要がある。

- そのため、国、都道府県、市町村、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進する。この際、成年後見制度の利用者が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続し地域社会へ参加できるようにするという観点も意識して取り組むことが重要である。
- ～全国どの地域においても、市民後見人や、市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある。

**成年後見制度の担い手は、  
今後、ますます必要に！！**

# 1 成年後見制度担い手の概要

厚

## 第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
	適切な運用の確保に関する取組	—	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	担い手の確保・育成等の推進	—	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	—				
	・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定	・全47都道府県	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		
	・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県	都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施					
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
	・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討			市町村による実施			
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ			
			都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。  
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

7

## 2 福島県における担い手育成に向けた取組

8

## 2 福島県における担い手育成に向けた取組

本県における担い手養成の取組を進めるため...

⇒ **令和6年度**は担い手養成に向けた**方針**を策定する。

⇒ **令和7年度**に**実際に取組**を行う。

県が優先して 取り組む事項	令和6年度												令和7年度												令和8年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
④ 担い手の育成 方針の策定	担い手育成方針案作成・提示⇒策定																								育成方針の必要な見直し (既存計画改定に合わせ 計画に内容を盛り込む)											
	圏域ごとに協議・意見交換(体制整備が進んでいる圏域からの段階実施を想定)																																			
⑤ 担い手の養成 研修(委託)	・実施方法の検討 ・カリキュラム検討												法人後見養成研修の実施																							
	※法人後見を先に実施し、市町村社協等の理解を広げ、市民後見人の活躍の受け皿を拡大しておく												・実施方法の検討 ・カリキュラム検討												市民後見人養成研修の実施											

9

## 2 福島県における担い手育成に向けた取組

### 担い手の育成について(法人後見実施のための研修等に関する取組) 厚

#### 第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)

(P55)

#### II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 4 優先して取り組む事項

#### (2) 担い手の確保・育成等の推進

#### ③ 法人後見の担い手の育成・活躍支援

#### ア 基本的考え方

- ・法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される。
- ・一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要がある。第二期計画では、都道府県による育成も進めるものとする。

#### イ 法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等

- ・国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようにするため、「法人後見実施のための研修カリキュラム」を周知する。また、法人後見の活動・運営状況を調査し、法人後見の活動状況等の周知を行うほか、法人後見実施団体の活動を支援するために必要な方策を検討する。なお、「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知に当たっては、後見人等の選任が裁判事項であるため、一律の基準にあたるものではないことに留意しつつ、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等も併せて周知することが重要である。

(略)

10

## 2 福島県における担い手育成に向けた取組

厚

### 担い手の育成について（市民後見人養成研修）

#### 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

(P53)

#### Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 4 優先して取り組む事項

#### (2) 担い手の確保・育成等の推進

#### ② 市民後見人の育成・活躍支援

#### イ 養成研修カリキュラムの見直し等

- ・ 国は、全国各地で市民後見人が育成され、育成された市民後見人が本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするため、各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討や、その他の推進策を進める。市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討を行う。
- ・ 都道府県・市町村には、上記の国の対応状況も踏まえつつ、都道府県・市町村が実施するカリキュラムの見直しや、市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくりを進めることが期待される。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知する。

- \* 市民後見人養成研修修了後、後見人に選任されるまでの間の活躍の場として、法人後見支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、広報・啓発を行う権利擁護サポーター等が想定される。⇒ 法人後見の推進との連携が必要。
- \* 日常生活自立支援事業の生活支援員が利用者の市民後見人として人が変わることなく制度のみ移行する仕組みを進めている自治体もある。
- \* 家裁から選任されている人だけではなく、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりの観点を踏まえ、様々な方々が研修受講できるようにすることが望ましい。

11

## 2 福島県における担い手育成に向けた取組

厚

### 担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

#### 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

(P55)

#### Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 4 優先して取り組む事項

#### (2) 担い手の確保・育成等の推進

#### ③ 法人後見の担い手の育成・活躍支援

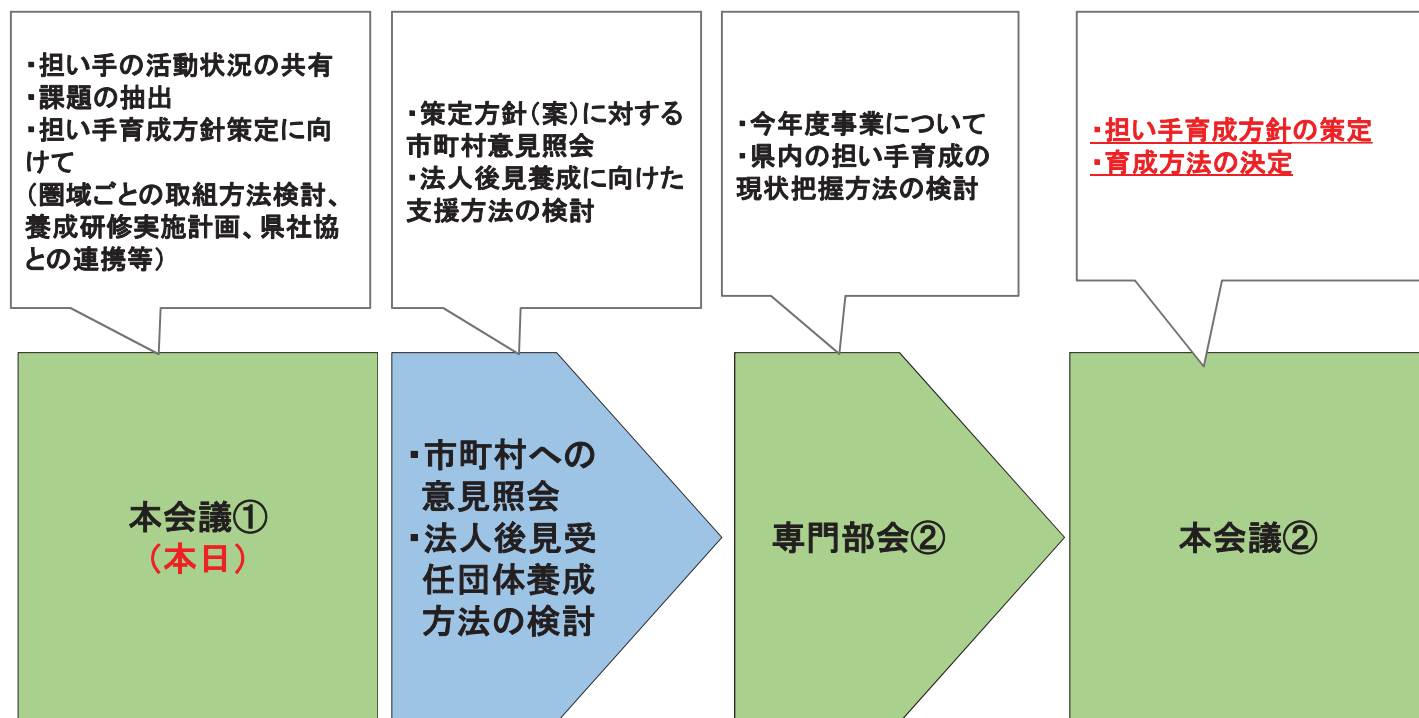
#### ウ 都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。また、市町村による候補者推薦や家庭裁判所の選任に資するよう、法人後見実施のための研修を修了した法人についての情報を、協議会において共有することも考えられる。都道府県が、法人後見実施団体が参加する連絡会を設けるなどの取組も、法人同士のつながりの支援において有効である。連絡会では、それぞれの法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組が考えられる。
- ・ 都道府県は、多様な団体が参加できるように、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。家庭裁判所には、周知に協力することが期待される。

12

## 2 福島県における担い手育成に向けた取組

### 担い手育成に向けた取組(今年度の流れ)



13

## 3 担い手育成方針検討に係る 専門部会の設置

14

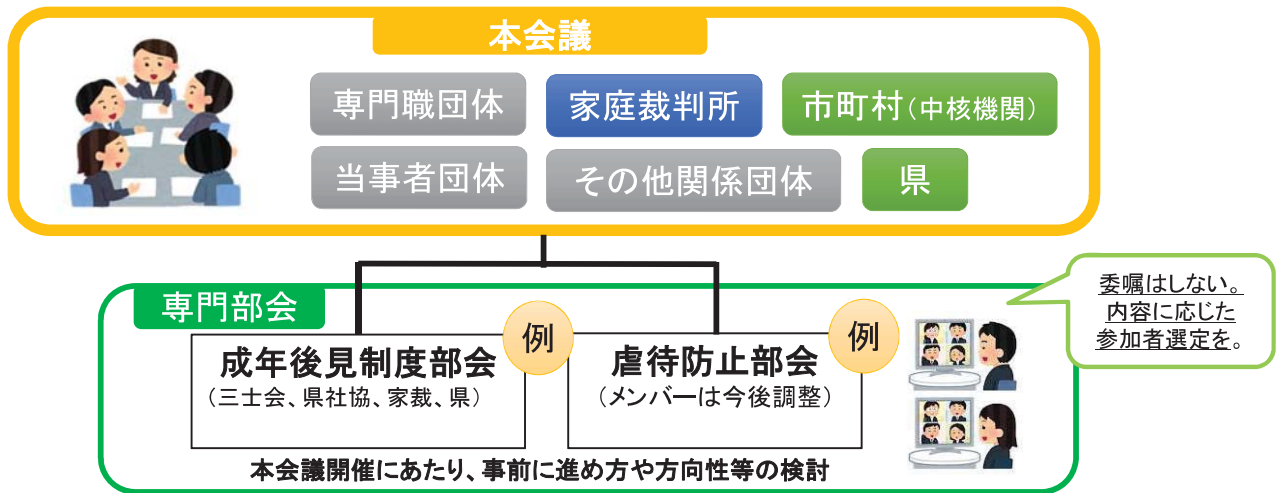
### 3 担い手育成方針検討に係る専門部会の設置

【専門部会の設置】

福島県権利擁護推進会議設置要綱

第6条 推進会議には、高齢者及び障がい者の権利擁護の推進に関する専門事項について協議するために専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、別表に掲げる団体の中から選出された者とする。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、専門部会の業務を統括する。
- 5 専門部会が必要と認めるときは、専門部会の委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。



15

### 3 担い手育成方針検討に係る専門部会の設置

分野	構成団体等
1 学識経験者	
2 法曹	福島県弁護士会
3 権利擁護	福島県司法書士会 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートふくしま支部)
4 権利擁護	一般社団法人福島県社会福祉士会
5 権利擁護	福島県行政書士会 (公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター福島県支部)
6 保健医療	一般社団法人福島県医師会
7 保健医療	公益社団法人福島県看護協会
8 高齢福祉	一般社団法人福島県老人福祉施設協議会
9 高齢福祉	一般社団法人福島県介護支援専門員協会
10 高齢福祉	社会福祉法人福島県社会福祉協議会
11 高齢福祉	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 地域包括・在宅介護支援センター協議会
12 高齢福祉	公益社団法人認知症の人と家族の会 福島県支部
13 障がい福祉	一般社団法人福島県手をつなぐ親の会連合会
14 障がい福祉	障がい者基幹相談支援センター
15 行政	市町村(市)
16 行政	市町村(町村)
17 行政	福島県警察本部生活安全部
18 行政	福島県生活環境部消費生活課
19 オブザーバー	福島家庭裁判所

【専門部会テーマ】

- 成年後見制度担い手育成方針の検討
- 担い手育成に係る取組の検討

【専門部会構成団体】

- 福島県弁護士会
- 福島県司法書士会
- 一般社団法人福島県社会福祉士会

⇒ 県委託事業(専門職派遣事業)として各市町村の成年後見制度利用促進体制整備を支援しており、市町村における課題等を把握している。

- 福島県社会福祉協議会

⇒ 現時点で「日常生活自立支援事業(あんしんサポート)」を実施。また、市町村社協に対して法人後見を受任に向けた支援等を実施していることから、連携が期待できる。

- 市町村

16



# 成年後見制度の 担い手育成方針の策定に向けて

令和6年11月21日  
福島県高齢福祉課

1

## I 担い手育成方針の概要

2

# 1 担い手育成方針の概要

## 『担い手育成方針』とは…

令和4年3月28日付厚生労働省事務連絡  
「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIの考え方について(周知)」より

(内容) 市町村の主体性を尊重しながら、都道府県がどのように圏域全体の担い手(市民後見人・法人後見実施団体)育成に取り組んでいくかを示す。

(分量) A4用紙1～2枚程度で、わかりやすく端的に示すことが重要

(時期) 令和6年度末までに策定

別紙

## 第二期計画の工程表とKPI①

		KPI <sup>※1</sup> (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 <sup>※2</sup>	令和7年度	令和8年度
	任意後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>全1,741市町村</li> <li>全50法務局・地方法務局</li> <li>全286公証役場</li> </ul>	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	適切な運用の確保に関する取組		利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
優先して取	担い手の確保・育成等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>全47都道府県</li> <li>全47都道府県</li> </ul>	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手(市民後見人・法人後見)の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県による担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定</li> <li>都道府県における担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修の実施</li> </ul>		都道府県における担い手(市民後見人・法人後見)の養成研修の実施				

## 2 県内における担い手育成の状況

## 2 県内における担い手育成の状況

	全国の研修実施状況等 (R5)	福島県の研修実施状況等 (R5)	カリキュラム	受講対象実施方法
<b>法人後見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆都道府県46.8%</li> <li>◆市町村3.9%</li> <li>◆法人後見実施団体数 法人 1,231 社協 62.6% 社福法人 3.2% NPO 16.7% 一般社団法人等 9.2% 弁護士法人等 5.8% その他 2.5%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県 ー(実施なし)</li> <li>◆市町村2%(1)会津</li> <li>◆法人後見実施団体数 法人12 社協75%(9) 福島・郡山・いわき・須賀川・喜多方・桑折・只見・南会津・檜葉 NPO17%(2) いわき その他8%(1) 会津若松</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆他法人や自治体が独自に作成したもの(厚労省から基本カリキュラムは示されていない)例) 1日～3日などそれぞれ異なる基礎編、専門編での実施もあり オンライン実施あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県社協</li> <li>◆市町村社協</li> <li>◆社会福祉法人</li> <li>◆NPO法人</li> <li>◆法人後見実施団体(フォローアップ含む)</li> <li>◆市町村</li> </ul>
<b>市民後見人</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆都道府県34%</li> <li>◆市町村24%</li> <li>◆養成者数 23,323 後見人以外の活動 ・法人後見支援員 11% ・日自生活支援員 14%</li> <li>◆登録者数 8,202(35%)</li> <li>◆受任者数8.2% 1,904(8.2%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県 ー(実施なし)</li> <li>◆市町村7%(4) 福島・いわき・南相馬・金山</li> <li>◆養成者数117 法人後見支援員 3% 日自生活支援員 9%</li> <li>◆登録者数 22(19%)</li> <li>◆受任者数 13(11%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆厚労省基本カリキュラム 合計50単位(50H) (基礎25+実践25) 必要により補講2 オンライン活用可 ◆独自に作成したものの使用可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村の推薦者</li> <li>◆地域住民</li> <li>◆福祉・介護関係者</li> <li>◆医療関係者</li> <li>◆市民後見人</li> <li>◆親族後見人</li> <li>* 受講後、家裁からの選任だけでなく市民の立場で権利擁護に関わる様々な人たちを含む</li> </ul>

※「厚労省成年後見制度取組状況調査」(R6年度実施)より

## 2 県内における担い手育成の状況

### 各市町村における取組困難理由

#### 市民後見人養成

未実施市町村(46市町村)

##### 【未実施理由】

○市民後見人等の養成等を実施する必要性が感じられないため(5市町村)

○市民後見人の実態を把握していないため(31市町村)

○その他(13市町村)

- ・自治体単独での養成が難しいため
- ・市民後見人が活躍する場が未整備
- ・人員不足
- ・養成ノウハウの不足、受講者不足など
- ・養成する以前に制度の理解が必要
- ・現状で、制度が浸透していない状況と考えられるため。

#### 法人後見養成研修

未実施市町村(58市町村)

##### 【未実施理由】

○法人後見の担い手を養成する必要性が感じられないため(6市町村)

○法人後見の実態を把握していないため(44市町村)

○その他(12市町村)

- ・令和4年度まで法人後見従事者養成研修を実施してきたが、法人後見を引き受ける事業所が増えなかったため中止している
- ・事業を実施する体制が整っていないため
- ・人員不足
- ・成年後見制度法人貢献支援事業を実施する能力・余力がない
- ・法人後見を担う町社会福祉協議会において実施が困難なため
- ・法人の人員不足等により実施が困難であり、担い手の養成まで至っていない。
- ・当該市町村圏域内において実施している(または利用できる)法人(または事業所)はないため。

### 3 担い手育成に向けた 県内の課題・方針検討

7

### 3 担い手育成に向けた県内の課題・方針検討

#### 担い手育成のために求められる取組

- 市民後見人
  
  
  
  
  
- 法人後見人
  
  
  
  
  
- その他

8

## 【参考】〇〇県 成年後見制度に関する担い手の育成方針

〇〇県〇〇局〇〇課  
 〇〇課  
 〇〇課  
 令和〇年〇月〇日策定

## 1. 目的

県は、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を知要する人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を、県内全域に整備できるよう、市町村、地域の関係者・関係機関と協働し、後見事務等の担い手の確保・育成等を推進する。

## 2. 目標

判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な後見人等の選任・交代が可能となるよう、各地域に多様な主体が後見事務等権利擁護支援の担い手として存在し、活躍できるよう幅広く取り組む。

## 3. 圏域

成年後見活動は、県内全域におよぶ可能性があること、行政による後見人選任後の支援は市町村が担うことから、市町村が現在構築している権利擁護支援の地域連携ネットワークの担い手の育成状況に合わせて、〇〇県内の圏域を設定する

圏域	圏域の特徴
①	市によって担い手の育成・支援がすでになされている圏域。
②③④⑨	担い手の育成・支援に着手・検討を進めてきており、都道府県との協働を一部必要としている圏域。
⑤⑥⑦⑧	担い手の育成・支援について、市町村としての検討から始める圏域、都道府県は、必要な協働を行う。
⑩	専門職との協働が見込めない状況にあることから、県と町村が協働して、担い手の育成・活躍支援を行う圏域。

## 4. 市民後見人養成研修

## (1) 都道府県と市町村で協働する市民後見人養成研修の実施

県は、国の示す市民後見人養成研修カリキュラムに沿って、県の実施にふさわしい部分について市町村と協議し、研修を実施する。

市町村は、都道府県と共同して養成研修を実施する場合、市町村独自の講義や実習部分を担当する。

## (2) 研修についての広報

県と市町村は、それぞれ(1)の市民後見人養成研修を実施することを広く周知する。市町村は、研修修了者の名簿を管理し、後見人選任後の支援を担うことから、顔の見える関係からの受講推奨を行う。

## (3) 市町村による市民後見人養成研修

独自に市民後見人養成に取り組む市町村は、市民後見人の養成研修を実施する。その場合

も、県が実施する研修との単位の互換を認める等、必要に応じた協働を行う。

## 5. 法人後見実施団体の育成

### (1) 法人後見実施団体の養成研修の実施

県は、国の周知する「法人後見実施のための研修カリキュラム」に従い、法人後見実施団体養成研修を実施する。併せて、県内の社会福祉法人等に同研修を実施することを広く周知する。

市町村は、市町村社会福祉協議会や市町村内の社会福祉法人等に研修を周知し、受講勧奨を行う。

### (2) 法人後見実施団体連絡会

県は、法人後見実施団体の連絡会を実施し、法人の活動・支援状況の共有や勉強会の実施などに取り組めるよう支援する。

## 6. 市民後見人養成研修修了者、法人後見実施団体の活躍支援

### (1) 名簿の管理

市町村は、上記4、5の研修修了者について、名簿を作成し、管理する。県は、市町村の管理する名簿のとりまとめを行う。

### (2) 市民後見人養成研修修了者の活躍支援

市町村は、市民後見人養成研修修了者の推薦のあり方を検討したり、法人後見支援員として活動できるようにしたりするなど、修了者の活躍の場のしくみづくりを主体的に行う。

なお、⑩圏域のように専門職との協働が見込めない地域については、県が町村との協議を主導し、研修修了者の推薦、市民後見人選任後の助言を受けるしくみづくりを協働する。

### (3) 圏域別協議会

県は、自治体と家庭裁判所（支部・出張所を含む）との相互理解を進めるため、圏域別協議会を実施する。圏域別協議会では、市町村、専門職団体、当事者団体、家庭裁判所と、市民後見人、法人後見実施団体の活躍場面について等の情報交換、意見交換を行う場を設定する。市町村は、上記6（2）のしくみなど市町村としての取組について情報提供し、家庭裁判所と主体的に意見交換を行う。

## 7. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

市町村は、それぞれの構築する権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、多様な担い手の育成・支援のあり方について定期的に協議する、

専門職団体や家庭裁判所には、県の協議会等に参加し意見交換を行うこと、県や市町村の行う担い手の確保・育成のしくみづくりに、その役割に応じて積極的に協力することが期待される。